

5 建企第 127 号
令和 5 年 6 月 19 日

関係各位

建設企画課長
(公印省略)

現場代理人及び技術者の兼務に関する承諾協議書について

このことについて、現場代理人及び技術者にはそれぞれ兼務を可能とする要件があり、相互の発注機関と協議した上で兼務を承諾することとしています。

兼務の協議にあたっては、現場代理人のみ様式(様式1号:現場代理人兼務承諾協議書)を定めておりましたが、技術者についても同様式で対応できるよう、様式の改正を行いましたので通知します。

なお、兼務の可否については、対象となる最新の通知やマニュアルを確認していただきますようお願いいたします。

(技術者に関する各種通知は県ホームページを参照ください。)

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/tetsuduki-shinsei/tetsuduki-shinseikankei/615253.html#shimei>

> (4)配置技術者 を参照

< 問合せ先 >

建設企画課 公共工事契約指導班(内線:3027)
(095-894-3027)